

## ご注意いただきたいこと

### お支払いする保険金

損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて、被保険者が損害賠償請求権者に対し支払うべき治療費または修理費用等
求償権保全費用	発生した事故について、被保険者が他人から損害賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要または有益であった費用
損害防止軽減費用	事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
争訟費用	損害賠償に関する争訟について、弊社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停のための費用
保険会社への協力費用	弊社が必要に応じ被保険者に代わり、発生した事故の解決にあたる場合に、被保険者が引受保険会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
緊急措置費用	事故が発生した場合に、損害防止に努めた後に賠償責任がないと判断したときに、被害者の応急手当、病院への搬送、その他緊急措置に要した費用

### 告知事項・通知事項

#### ■契約締結時におけるご注意事項（告知事項）

保険契約者または被保険者には、ご契約時に保険契約申込書およびその付属書類の記載事項について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります。取扱代理店に告知いただいた事項は、弊社に告知いただいたものとなります。

#### ■契約締結後におけるご注意事項（通知事項）

保険契約申込書およびその付属書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときは、その発生を知った後、遅滞なく、取扱代理店または弊社にご通知（承認請求）ください。

### 事故が発生した場合

#### ■事故が発生した場合の弊社へのご連絡等

事故が発生した場合は、遅滞なく、下記の事項を取扱代理店または弊社までご通知ください。正当な理由がなくご通知がいただけなかったときは、それによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、ご注意ください。

- 事故発生の日時・場所 ●被害者の住所・氏名・電話番号 ●事故の原因・状況
- 証人（目撃者）がいる場合は、その方の住所・氏名・電話番号 ●他の保険契約等の有無および有の場合はその内容 など

#### ■保険金のご請求時にご提出いただく書類

保険金のご請求にあたっては、保険金請求書および事故の状況に応じて必要な書類をご提出ください。事故の際、弊社よりご案内いたします。

#### ■保険金請求権

保険金のご請求保険金請求権については、時効（3年）がありますのでご注意ください。

#### ■保険金請求権

この保険には、弊社が被保険者に代わって相手の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。ただし、事故の際は、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じます。なお、あらかじめ弊社の同意を得ないで損害賠償金を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等を差し引いて、保険金をお支払いすることがありますのでご注意ください。

### 個人情報の取扱い

弊社は、この保険契約に関する個人情報を、保険契約の引受・維持・管理、保険金・給付金等の支払、関連会社・提携会社を含めた各種商品・サービスの案内・提供・管理、弊社業務に関する情報提供・運営管理・商品・サービスの充実等を行うために利用するほか、業務委託先、再保険会社等に提供を行うことがあります。詳細につきましては、弊社ホームページ（<http://www.newindia.co.jp/>）をご参照ください。

### その他のご注意

- このパンフレットは、生産物賠償責任保険の概要をご説明したものです。保険金のお支払条件、ご契約の手続き、保険会社破綻時等の取扱い、その他この保険の詳しい内容は、重要事項等説明書および普通保険約款・賠償責任保険追加条項・特別約款・特約条項をご参照ください。なお、ご不明の点につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
- 取扱代理店は弊社との委託契約に基づいて保険契約の締結、保険料の領収・領収証の発行、保険契約の管理業務を行っています。
- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。弊社は幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

<b>【保険に関する相談・苦情・お問い合わせ・事故報告】</b> このパンフレット、取扱代理店または下記弊社営業店までご連絡ください。			<b>【弊社の契約する指定紛争解決機関】</b> 弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、保険オンブズマンにご相談いただくか、解決の申立てを行うことができます。  <b>＜一般社団法人 保険オンブズマン＞</b> 電話 03-5425-7963 （受付時間：土日、休日、年末年始等を除く 午前9時～12時、午後1時～5時） ホームページ：http://www.hoken-ombs.or.jp/																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>営業店</th> <th>電話番号</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京支店</td> <td>03-5326-7234</td> <td rowspan="2">平日9:30 ～17:30</td> </tr> <tr> <td>大阪支店</td> <td>06-6262-5471</td> </tr> <tr> <td>札幌支店</td> <td>011-231-2081</td> <td rowspan="4">平日9:00 ～17:00</td> </tr> <tr> <td>名古屋支店</td> <td>052-533-9961</td> </tr> <tr> <td>岐阜支店</td> <td>058-207-0021</td> </tr> <tr> <td>岡山支店</td> <td>086-225-0581</td> </tr> <tr> <td>広島支店</td> <td>082-243-7821</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	営業店	電話番号		受付時間	東京支店	03-5326-7234	平日9:30 ～17:30	大阪支店	06-6262-5471	札幌支店	011-231-2081	平日9:00 ～17:00	名古屋支店	052-533-9961	岐阜支店	058-207-0021	岡山支店	086-225-0581	広島支店	082-243-7821	
営業店	電話番号	受付時間																			
東京支店	03-5326-7234	平日9:30 ～17:30																			
大阪支店	06-6262-5471																				
札幌支店	011-231-2081	平日9:00 ～17:00																			
名古屋支店	052-533-9961																				
岐阜支店	058-207-0021																				
岡山支店	086-225-0581																				
広島支店	082-243-7821																				
<b>ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド（ニューインディア保険会社）</b> 日本支社 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1（エステック情報ビル） TEL:03-5326-7396（大代表） ホームページ：http://www.newindia.co.jp/			<b>【お問い合わせ】</b>																		

# 生産物賠償責任保険

賠償責任保険普通保険約款＋賠償責任保険追加条項＋生産物特別約款

この保険は、製造、販売もしくは提供した製品などが原因となって、他人に引き渡された後に生じた偶然な事故、または仕事を完了（引渡し）した後に仕事の結果に起因して生じた偶然な事故に起因して、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害の補償をご希望されるお客さまにすすめる商品です。商品内容がお客さまのご希望（ご意向）に沿わない場合は、取扱代理店または弊社にご連絡ください。



## ニューインディア保険会社

# 生産物賠償責任保険の内容

## ■ 生産物賠償責任保険の概要


製造、販売もしくは提供した製品などが原因となって、他人に引き渡された後に生じた偶然な事故、または仕事を完了（引渡し）した後に仕事の結果に起因して生じた偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。


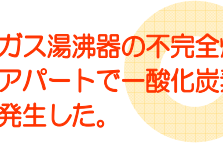
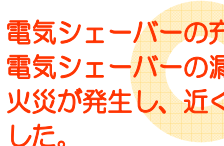
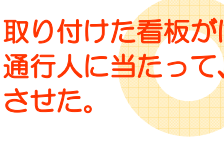
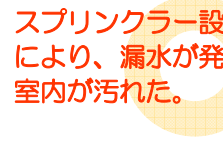
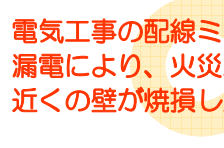
## ■ お支払対象となる事故

次のような事故によって、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

- 製造、販売もしくは提供した製品などが原因の偶然な事故
- 仕事を完了（引渡し）した後に仕事の結果に起因して生じた偶然な事故

## ■ 保険金をお支払いする主な事故

：保険金をお支払いする事故

保険金をお支払いする主な事故	 テレビが発火し、 家屋が焼失した。	 ガス湯沸器の不完全燃焼により、 アパートで一酸化炭素中毒が 発生した。	 電気シェーバーの充電中に、 電気シェーバーの漏電により、 火災が発生し、近くの壁が焼損 した。
	 取り付けた看板がはずれ、 通行人に当たって、ケガを させた。	 スプリンクラー設置の欠陥 により、漏水が発生し、 室内が汚れた。	 電気工事の配線ミスによる 漏電により、火災が発生し、 近くの壁が焼損した。

## ■ 対象となる業種

- 工場食料品製造販売業者、飲食店、スーパーマーケット、電気・ガス器具製造販売業者、各種機械器具製造販売業者などの生産物（製品）を製造または販売する業者
- 土木建築業者、電気関係装置施工業者、機械修理業者、各種機械器具据付業者などの工事請負業者

## ■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任
- 戦争、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動等に起因する賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊につき、その財物に対し正当な権利を有する者に対する賠償責任
- 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に対する賠償責任
- 排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- 生産物または仕事のかしに基づく生産物または仕事の目的物の損壊自体（生産物または仕事の目的物の一部のかしによる その生産物または仕事の目的物の他の部分の損壊を含みます。）の賠償責任（その生産物の使用不能または修補による賠償責任を含みます。）
- 故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任
- 機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任
- 直接・間接にかかわらず、生産物または仕事（注1）の結果が、成分、原材料、部品または容器もしくは包装等として使用されている財物で、生産物または仕事（注1）の結果と構造上または機能上一体とみなされる他の財物（以下「完成品」といいます。）を損壊したことにより、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、完成品の損壊に起因して、完成品以外の財物に発生した損壊および身体の障害に対しては、補償対象となります。
- 直接・間接にかかわらず、生産物が製造機械等または製造機械等の制御装置（以下「製造機械等」といいます。）である場合において、製造機械等により製造・加工される財物（以下「製造品・加工品」といいます。）の損壊に起因する損害（注2）について、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- 直接・間接にかかわらず、次に掲げる医薬品等に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
  - ① 薬事法上の医薬品等としての製造承認または輸入承認の取得のために実施される臨床試験に供するもの
  - ② 人体薬であると動物薬であるとを問わず、妊娠関係薬（経口避妊薬、流産防止剤、陣痛促進剤等）、妊娠促進剤およびこれらと同一の効能を主たる目的とする医薬品等
  - ③ DES（ジエチルスチルベストロール系製剤）

など

（注1）財物の製造または販売過程における設計、加工、組立、表示等の仕事に限りません。

（注2）製造品・加工品の色、形状、性能、効能等が本来意図したものと違うことに起因する損害を含みます。

## ■ 保険期間

- 保険期間は、原則として1年となります。

## ■ セットできる特約条項

セットできる特約条項については、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

## ■ 保険料の算出

保険料は、「売上高」・「領収金」を保険料算出の基礎として、製造または販売業種、仕事の種類により算出します。

- ① 生産物の種類・内容、仕事の内容
- ② 過去の賠償事故の有無、その他危険測定に関する事項
- ③ 流通経路
- ④ 売上高または領収金
- ⑤ 製造・販売、請負経験年数
- ⑥ ご希望の支払限度額
  - 身体賠償 1名につき〇〇〇万円／1事故〇〇〇〇万円／保険期間の総てん補限度額〇〇〇〇万円
  - 財物賠償 1事故 〇〇〇万円／保険期間の総てん補限度額〇〇〇〇万円
- ⑦ ご希望の自己負担額（免責金額） 1事故〇〇〇円